㊢

高松市監査委員告示第３０号

道路工事施行承認による市道等に係る財産の管理を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第５項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表します。

令和８年１１月１１日

高松市監査委員　木　田　一　彦
同　大　西　　均
同　中　西　俊　介
同　坂　下　且　人

住民監査請求の監査結果について

第１　請求の受理

１　請求人

住所・氏名　省略

２　請求の受付

本件請求は、令和８年９月１４日に受け付けた。

３　請求の要旨（原文）

第１　請求の要旨

高松市長は、高松市国分寺町新名字前谷３８番１（以下「３８番１」という。）地先における道路工事について、道路法第２４条の規定に基づき、令和８年３月３日付けで道路工事施行承認（受付番号Ｒ７－２５１。以下「本件道路工事施行承認」という。）を行っているところ、当該承認の対象とされたＵ字溝設置及びアスファルト舗装について、申

請時に示された施工位置、施工範囲、道路形状及び排水計画と実際の施工状況との間に相違があることを疑わせる具体的事情が認められる。

とりわけ、道路工事施行承認申請に添付された計画説明書には、高松市国分寺町新名字前谷２６番７(以下「２６番７」という。)について、「２６番７地先にU字溝を設置」する旨が記載されている一方、同申請に添付された計画平面図と現地の施工状況を比較すると、実際に設置されたU字溝の位置が計画図上の位置と一致せず、その全部又は一部が法定外公共物（公衆用道路）として示されている２６番７に設置されている可能性がある。

また、アスファルト舗装についても、承認された施工区域を超えて施工されている可能性があるほか、道路端部に申請内容からは明らかでない形状又は勾配の変更が行われている可能性がある。さらに、計画説明書では、３８番１地先市道のアスファルト舗装により２６番７地先に設置するU字溝に雨水を集水することが施工目的として示されているところ、施工後の現況からは、実際に形成された舗装面の形状及び勾配が当該排水計画と整合しているのかについても具体的な疑義がある。

道路工事施行承認申請に添付された合成図（１４条地図）によれば、本件市道敷は、周辺の地番を有する土地とは区別され、公図上「道」と表示された無番地部分として示されている。また、高松市は、現に機能を有する里道等の法定外公共物について、財産管理及び機能管理を行っている。

したがって、本件においては、本件市道敷と２６番７その他の周辺土地との位置関係、実際に設置されたU字溝の位置、アスファルト舗装の施工範囲、道路形状の変更状況等を確認した上で、実施工が、本件道路工事施行承認の前提として申請時に示された施工内容及び排水計画と整合しているかを検証するとともに、それぞれの施工が本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲内で行われたものであるかを確認する必要がある。

しかしながら、現時点で確認できる行政文書からは、高松市がこれらの点について必要な確認及び検証を行い、承認又は許可等の範囲外の施

工がある場合に、その原因者に対して原状回復、是正その他必要な措置を求めるなど、市有財産の適正な管理及び保全のために必要な措置を講じていることを確認することができない。

このように、市有財産について、承認又は許可等の範囲外の使用又は改変が行われている可能性を示す具体的事情があるにもかかわらず、その事実関係及び権原の有無について必要な確認及び検証を行わず、承認又は許可等の範囲外の施工が認められる場合に必要な是正その他の財産保全措置を講じない状態が継続しているとすれば、地方自治法第２４２条第１項に規定する違法又は不当な「財産の管理を怠る事実」に該当するものと考える。

よって、請求人は、高松市監査委員に対し、本件市道敷及び２６番７に係る財産管理の状況について監査を行い、後記第７記載の必要な措置を講ずるよう高松市長に勧告することを求める。

第２　本件道路工事施行承認及び施工の概要

１　本件道路工事施行承認に係る公開文書によれば、高松市国分寺町新名字前谷３８番１地先について、令和８年２月１９日付けで道路工事施行承認申請が行われ、その工事目的として「アスファルト舗装、Ｕ字溝設置」が掲げられている。

また、工事区域については、延長６．４１メートル、幅員５．８７メートル、面積３４．５６平方メートルとされている。

２　同申請に添付された計画説明書では、３８番１に倉庫を建築する計画に関連して道路排水を改善するため、「２６番７地先にＵ字溝を設置し、３８番１地先市道のアスファルト舗装を施すことで、その設置したＵ字溝に雨水を集水し、既設Ｕ字溝にて３８番１西側の法定外水路へ流れるよう施工する」旨の計画が示されている。

すなわち、本件申請において、アスファルト舗装は単に道路表面を舗装すること自体を目的とするものではなく、２６番７地先に設置するＵ字溝に雨水を集水し、さらに既設Ｕ字溝を通じて３８番１西側の法定外水路へ排水するという、一連の排水計画を実現するための工事として説明されている。

したがって、Ｕ字溝の設置位置のみならず、舗装面の施工範囲、形状及び勾配についても、申請時に示された排水計画との整合性が問題となる。

3　一方、公開された工事写真によれば、実際の工事では、既設アスファルト舗装を撤去した上で路盤を施工し、その後、新たにアスファルト舗装を施工していることが確認できる。

具体的には、工事写真Ｎｏ．２に「既存アスファルト撤去」、Ｎｏ．３に「路盤施工」、Ｎｏ．６に「アスファルト舗装施工」とそれぞれ記載されており、本件工事が既設舗装の撤去から再舗装までを含むものであったことが確認できる。

4　以上の申請内容及び施工状況を踏まえると、本件工事については、実際に施工されたＵ字溝の位置、アスファルト舗装の施工範囲、舗装面の形状及び勾配等が、本件道路工事施行承認の前提として申請時に示された施工内容及び排水計画と整合するものであるかが問題となる。この点については、以下の第３及び第４において具体的に述べる。

第３　Ｕ字溝の設置位置に関する疑義

1　本件道路工事施行承認申請に添付された計画平面図では、申請に係るＵ字溝の設置位置が図示されている。

ところが、施工後の現地状況及び写真を同計画平面図と比較すると、実際に設置されたＵ字溝は、計画図上の設置位置とは異なる位置に設置されているように見受けられる。

特に、計画平面図では、Ｕ字溝は隣接民有地の擁壁の南側に接するような位置関係で示されているのに対し、施工後の現況では、Ｕ字溝は同擁壁の東側に位置しているように見受けられる。

2　また、道路工事施行承認申請に添付された合成図（１４条地図）を確認すると、本件市道敷は、公図上「道」と表示された無番地部分として示され、その周辺には３８番１その他の地番を有する土地が存在する。

一方、公開された行政文書では、２６番７は法定外公共物（公衆用道路）として示されている。

請求人が令和８年３月１５日に撮影し、情報公開請求に添付した写真には、２６番７から南東方向に撮影した写真も含まれており、現地における

U字溝等の位置関係を確認する資料となっている。

3　これらを踏まえると、現時点では、少なくとも次のいずれかの可能性が考えられる。

①　U字溝は本件市道敷内に設置されているものの、道路工事施行承認申請に示された位置とは異なる位置に施工された可能性

②　U字溝の全部又は一部が、本件市道敷ではなく、２６番７の法定外公共物に設置されている可能性

③　隣接民有地の擁壁その他の構造物と本件市道敷又は２６番７との位置関係について、申請図面等から把握される位置関係と実際の位置関係との間に相違がある可能性

本件監査請求において重要なのは、これらの疑義が客観的資料から生じている以上、高松市において、財産管理上必要な範囲で、本件市道敷と２６番７その他の周辺土地との位置関係及び実施工位置を確認する必要がある。

4　以上のとおり、本件U字溝の実際の施工位置については、本件市道敷内であるのか、その全部又は一部が２６番７に及んでいるのか、現時点では明らかでない。

仮にその全部又は一部が２６番７に設置されているのであれば、当該部分について、本件道路工事施行承認によって施工することができる法的根拠があるのか、又は法定外公共物に係る別途の許可等を要するのかを確認する必要がある。

したがって、本件U字溝の実際の施工位置を確認した上で、その施工が本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲内で行われたものであるかを確認する必要がある。

第４　アスファルト舗装及び道路形状に関する疑義

1　本件道路工事施行承認申請では、アスファルト舗装について、施工区域及び施工面積が示されている。

また、前記第２の３で述べたとおり、公開された工事写真によれば、実際の工事では、既設アスファルト舗装を撤去し、路盤を施工した上で、新たにアスファルト舗装を施工していることが確認できる。

したがって、本件工事については、単に舗装が施工されたというだけではなく、既設舗装の撤去後に新たに形成された舗装面の施工範囲、形状及び勾配が、本件道路工事施行承認の内容と一致しているかを確認する必要がある。

2　ところが、施工後の現況を申請図面等と比較すると、実際のアスファルト舗装の施工範囲が、申請において示された施工区域を超えている可能性がある。

したがって、高松市において、承認申請に具体的に示された施工区域及び施工面積について、計画平面図、丈量図その他の承認関係図面と実際の舗装範囲を照合し、その施工位置及び範囲が承認内容と一致しているか、また、実際の施工面積が承認された面積を超えていないかを確認する必要がある。

3　また、本件道路工事施行承認申請に添付された計画説明書では、「２６番７地先にU字溝を設置し、３８番１地先市道のアスファルト舗装を施すことで、その設置したU字溝に雨水を集水し、既設U字溝にて３８番１西側の法定外水路へ流れるよう施工する」旨が説明されている。さらに、計画平面図及び流量計算書には、雨水の流れる方向が矢印で示されている。

すなわち、本件アスファルト舗装は、単なる既設舗装の更新ではなく、２６番７地先に設置するU字溝に雨水を集水し、さらに既設U字溝を経由して３８番１西側の法定外水路へ排水するという一連の排水計画を実現するための工事として申請されている。

しかし、請求人が施工後の現況を確認した限りでは、完成した舗装面の形状及び勾配は、３８番１地先市道の雨水を新設されたU字溝に集水するという計画説明書記載の排水計画に沿った状況になっているとは見受けられず、計画平面図及び流量計算書に矢印で示された方向に雨水が流れる状態となっているのかについても疑義がある。また、道路端部の形状及び勾配を含む施工後の状況からは、申請時に説明された排水経路が実際に確保されているのかについて具体的な疑義がある。

U字溝への集水が本件舗装工事の目的として明示されている以上、問題となるのは単に工事が外形的に完了したか否かではなく、実際に形成され

た舗装面の高さ、勾配及びU字溝との位置関係が、申請時に示された排水計画を実現するものとなっているかという点である。請求人は、舗装面の高低差及び勾配について測量を行ったものではなく、降雨時における雨水の流向を継続的に観測したものでもないことから、この点については、申請関係図面と実施工とを照合し、現地の形状及び勾配等を確認することにより検証する必要がある。

4　さらに、施工後の道路端部には、隣接民有地との接続部分において相当の勾配又は形状の変更が行われているように見受けられる。

その形状からは、隣接民有地への車両の出入りを容易にすることを意図した施工である可能性も考えられるが、その施工目的は、現時点で確認できる行政文書からは明らかでない。

問題は、このような道路端部の形状又は勾配の変更が、本件道路工事施行承認において予定されていた施工内容に含まれるのか、また、その施工結果が、前記のとおり申請時に説明されたU字溝への集水を目的とする排水計画と整合するものであるのかが明らかでないことである。

本件公開文書には、道路工事施行承認工事の完了届及び工事写真が含まれており、本件工事について完了届及び工事写真が高松市に提出されていることが確認できる。

しかし、完了届が提出され、工事写真が添付されていることのみをもって、実際の施工内容が承認内容と一致していることまで確認されたことになるものではない。本件では、前記のとおり、U字溝の施工位置、アスファルト舗装の施工範囲並びに道路端部の形状及び勾配について、実施工が、本件道路工事施行承認の前提として申請時に示された施工内容及び排水計画と整合しているかについて、具体的な疑義が生じている。

したがって、本件については、これらの具体的疑義を踏まえ、申請関係書類、完了届、工事写真、施工後の状況その他の資料を相互に照合し、必要に応じて現地の施工位置、施工範囲、形状及び勾配等を確認するなど、実施工が承認内容と一致するものであるかを実質的に検証する必要がある。

とりわけ、U字溝の設置位置や舗装面の形状及び勾配は、書面又は工事写真のみでは必ずしも正確に把握できない事項であり、本件で生じている

具体的疑義が、従前の完了確認によって既に解消されているのか、また、解消されていないのであれば、その後どのような調査又は確認が行われたのかを明らかにする必要がある。

5　本件で問題としているのは、高松市所有の公共用財産について、承認された施工範囲、施工方法及び施工目的と異なる舗装、形状変更その他の改変が行われていないか、仮にそのような改変が行われている場合に、高松市がその事実を確認し、必要な財産保全措置を講じているかという財産管理上の問題である。

第５　財産の管理を怠る事実

1　地方自治法第２４２条第１項は、地方公共団体の財産の管理を怠る事実を住民監査請求の対象としている。

本件で問題とするのは、単に道路法上の道路管理が適切であったか、又は法定外公共物の機能管理が適切であったかという公物管理上の問題だけではない。

本件市道敷及び２６番７という高松市が所有する公共用財産について、私人による工事が承認又は必要な許可等の範囲を超えて行われている可能性を示す具体的事情があるにもかかわらず、市がその位置、範囲及び権原を十分に確認せず、必要な是正その他の財産保全措置を講じていないことを問題とするものである。

2　高松市自身も、法定外公共物について「財産管理」と「機能管理」とを区別している。したがって、本件について道路管理又は法定外公共物の機能管理上の対応の有無だけを確認すれば足りるものではなく、必要に応じて財産管理部門を含め、高松市所有財産が承認又は許可等の範囲を超えて使用又は改変されていないかを確認する必要がある。

3　したがって、本件においては、申請図面、施工前写真、施工写真等の関係資料を確認し、必要に応じて現地の施工位置、施工範囲、形状及び勾配等を確認するなどして、財産管理上、少なくとも次の事項について確認・検証する必要がある。

①　本件市道敷と２６番７その他の周辺土地との位置関係

②　実際に設置されたＵ字溝の位置

③　実際に施工されたアスファルト舗装の範囲

④　道路端部の形状又は勾配変更の内容

⑤　実施工と申請時に示された排水計画との整合性

⑥　これらの施工が本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲内で行われたものであるか

また、令和８年４月２６日付け行政文書公開請求に対する令和８年６月９日付け高土第１８６号行政文書公開、一部公開及び非公開決定により公開された行政文書のうち、「Ｒ８．３．１５」と題する現地写真には、「奥側は市道敷地（横断Ｕ字溝を含む）、Ｕ字溝より手前側（縦のＵ字溝を含む）は法定外公共物（２６－７（公衆用道路））」との記載がある。

この記載からは、高松市において当時、本件市道敷と２６番７との位置関係について一定の認識を有していたことがうかがわれる。しかし、当該記載がいかなる資料又は確認に基づくものであるのか、また、当該認識と本件道路工事施行承認に係るＵ字溝の実際の施工位置との対応関係についてどのような確認が行われたのかは、公開された行政文書から明らかでない。

また、本件工事の完成時に行われた確認によって前記各事項が既に確認されているのであれば、その確認内容を明らかにし、現在生じている具体的疑義が当該確認によって解消されるものであるかを検証する必要がある。

4　これらを確認・検証した結果、承認又は許可等の範囲を超える施工、使用又は改変が存在するのであれば、原因者に対し、その責任及び費用において原状回復、是正その他必要な措置を求めることが、市有財産を適正に管理・保全する上で必要である。

このような具体的疑義が生じているにもかかわらず、その疑義を解消するために必要な確認・検証を行わず、承認又は許可等の範囲外の施工が認められる場合に必要な財産保全措置を講じない状態が継続しているとすれば、それは地方自治法第２４２条第１項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当するものと考える。

なお、高松市監査委員の過去の住民監査請求においても、市有財産の不法占用を放置することについて、「財産の管理を怠る事実」が監査対象と

されている。高松漁港の不法占用に関する監査結果は、本件と事実関係を同一にするものではないが、公共用財産の公物管理と財産管理とが重なり得る場合に、財産管理上の不作為が住民監査請求の対象となり得ることを考える上で参考となる。

第６　高松市の財産上の不利益

１　本件において、市有財産である本件市道敷又は２６番７について、本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲を超える施工、使用又は改変が行われているとすれば、市有財産が本来あるべき適正な管理状態にないことになる。

そして、そのような状態を疑わせる具体的事情があるにもかかわらず、その事実関係及び権原の有無が確認されず、必要な是正その他の財産保全措置が講じられない状態が継続すれば、市有財産の適正な管理及び保全が確保されず、高松市に財産上の不利益が生じ、又はその不利益が拡大するおそれがある。

本件では、その不利益を現時点において具体的な金額として算定することは困難であるとしても、そのことのみをもって、市有財産について適正な管理状態を回復する必要がないことにはならない。

２　また、承認又は許可等の範囲を超える施工、使用又は改変が存在する場合には、本来、その原因者の責任及び費用において原状回復、是正その他必要な措置を講じさせるべきである。

これを確認又は是正しないまま放置すれば、時間の経過に伴って施工当時の状況や責任関係の確認が困難となり、原状回復その他の是正措置を原因者に求めることが困難となるおそれがある。

さらに、将来、本件市道敷又は２６番７について補修、改修、撤去その他の工事が必要となった場合には、本来原因者が負担すべき原状回復その他の費用を高松市が負担することとなるおそれもある。

したがって、このような財産上の不利益及び公費負担の発生又は拡大を防止するためにも、現時点において施工の実態及び権原の有無を確認し、承認又は許可等の範囲外の施工、使用又は改変が認められる場合には、原因者に対して必要な是正措置を講じさせる必要がある。

第７　求める措置

以上により、請求人は、高松市監査委員に対し、本件について監査を実施し、高松市長に対して、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

①　本件市道敷及び２６番７について、財産管理上必要な範囲でその境界及び周辺土地との位置関係を確認するとともに、本件道路工事施行承認に係る工事として実際に施工されたＵ字溝及びアスファルト舗装の位置及び範囲並びに道路形状の変更状況等を確認すること。

②　本件工事の完成時に、高松市が完了届、工事写真その他の資料に基づき、どのような確認を行ったのかを明らかにするとともに、その確認によって、Ｕ字溝の施工位置、アスファルト舗装の施工範囲、道路端部の形状及び勾配並びに申請時に示された排水計画との整合性について、本件で生じている具体的疑義が解消される内容の確認が行われていたのかを検証すること。

③　前記②の検証によっても本件で生じている具体的疑義が解消されない場合には、本件道路工事施行承認申請書、計画説明書、計画平面図、丈量図、完了届、工事写真その他の関係資料を相互に照合し、必要に応じて現地の施工位置、施工範囲、形状及び勾配等を確認するなど合理的な方法により、Ｕ字溝の設置位置、アスファルト舗装の施工範囲、道路端部の形状変更及び申請時に示された排水計画と実施工との整合性を実質的に検証すること。

④　Ｕ字溝その他の施工の全部又は一部が２６番７その他の法定外公共物に及んでいる場合には、当該施工について法定外公共物に係る必要な許可等が存在するか、また、当該施工が当該許可等又は本件道路工事施行承認の範囲内で行われたものであるかを確認すること。

⑤　前記確認及び検証の結果、本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲を超える施工、使用又は改変が認められた場合には、原因者に対し、その責任及び費用において原状回復、是正その他市有財産の適正な管理状態を回復するために必要な措置を講じさせること。

⑥　前記原状回復、是正その他の措置について、本来原因者が負担すべき費用を高松市が負担することのないよう、必要な措置を講ずること。

⑦　その他、本件市有財産の適正な管理及び保全並びに高松市の財産上の損失を防止するために必要な措置を講ずること。

第８　本件監査請求の対象の特定

本件監査請求の対象は、受付番号Ｒ７－２５１の本件道路工事施行承認に係る工事並びにこれに係る本件市道敷及び２６番７の財産管理に限る。したがって、同承認に係る工事とは別個の工事等及びこれら別個の工事等に係る財産管理については、本件監査請求の対象とするものではない。

また、本件監査請求は、本件市道敷と２６番７その他の周辺土地との私法上の境界を確定すること自体を求めるものではない。本件道路工事施行承認に係る工事が承認又は許可等の範囲内で行われたものであるか、また、高松市所有財産が適正に管理されているかを確認するために必要な限度で、本件市道敷と２６番７その他の周辺土地との位置関係を確認することを求めるものである。

事実証明書

資料１　令和８年３月１５日付け行政文書公開請求書及び添付写真

資料２　令和８年３月２７日付け高道管第３９１号の道路管理課行政文書公開決定通知書及び公開文書一式

資料３　令和８年３月２７日付け高土第８２６号の土地改良課行政文書非公開決定通知書

資料４　令和８年４月２６日付け行政文書公開請求書

資料５　令和８年６月１日付け高道管第７５号の道路管理課行政文書非公開決定通知書

資料６　令和８年６月９日付け高土第１８６号の土地改良課行政文書公開・非公開決定通知書及び同決定により公開された行政文書のうち「Ｒ８．３．１５」と題する現地写真（抜粋）

４　請求の要件審査

本件請求は、法第２４２条所定の要件を具備しているものと認め、受理

し、以下のとおり、監査を実施した。

第２　監査の実施

１　監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、本件市道敷及び法定外公共物について、私人による工事が承認又は必要な許可等の範囲を超えて行われており、市がその位置、範囲及び権原を十分に確認せず、必要な是正その他の財産保全措置を講じていないという財産の管理を怠る事実があるか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、高松市長（以下「市長」という。）に対し、道路法第２４条の規定に基づく道路工事施行承認（令和８年３月３日付け受付番号Ｒ７－２５１。以下「本件道路工事施行承認」という。）に係る工事として実際に施工されたＵ字溝及びアスファルト舗装の位置及び範囲並びに道路形状の変更状況等を確認することなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるというものである。

監査委員は、法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人に対して、８年１０月８日に、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述もなされなかった。

２　監査対象局

本件監査対象局は、都市整備局（道路管理課）及び創造都市推進局（産業経済部土地改良課）である。

第３　監査対象局の見解

１　意見の要旨

道路法第２４条に基づく道路工事施行承認（令和８年３月３日付け受付番号Ｒ７－２５１）を行った高松市国分寺町新名字前谷３８番１地先のＵ字溝設置及びアスファルト舗装工事については、一部申請どおりに施行されていないことを確認したものの、占用料の未収等の金銭的損失及び当工事による市有財産の損失は発生していない。本件に関しては、必要な措置

を申請者に求め、適正な処理を実施する。

2　請求人の主張に対する本市の意見

道路工事施行承認とは、道路法第２４条に基づき、道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行うため、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者（本市では高松市長）から受ける行政処分としての自由裁量に属する承認行為である。

本市では、この承認行為の運用に係る規則等は定めていないものの、申請があった場合は、その内容を審査し、適法と判断したときは条件を付して承認している。また、工事期間中に承認内容の変更が生じた場合は変更申請を行わせ、再度精査した上で承認している。

さらに、工事完了時には、直ちに完了届を提出させており、着手から完了までの工事写真が添付された完了届により完了検査を実施している。

この際、申請書との明らかな相違が確認できる場合等には、写真による検査に加え現地検査を行い、道路の維持管理上支障がある等、本市として容認できない相違が認められたときは、施工された工事の是正又は、申請内容の是正を指示する運用としている。

なお、道路工事施行承認申請は年間約３００件を承認しており、これまでの運用において特段の支障が生じた記録は確認されていない。

本件については、令和８年３月３日に道路工事施行承認を行い、同月２３日に提出のあった完了届により完了検査したところ、承認内容と明らかな相違は認められなかったことから、承認内容のとおり、施行されているものと判断した。

その後、本請求が提起されたことを受け、改めて承認内容と現地の施工状況との整合性を確認するため、同年９月２９日に現地確認を行うとともに、同年１０月５日に図面作成者への事情聴取を行った結果、承認内容と実施工に相違があることが判明した。

相違の具体的な内容は、Ｕ字溝の設置位置及びアスファルト舗装の工事内容である。

まず、Ｕ字溝の設置位置については、市道敷に設置することとされていたが、実際にはその一部が法定外公共物（国分寺町新名字前谷２６番７）

の中に設置されていることが確認された。本件の道路工事施行承認において、法定外公共物内におけるU字溝設置の施行を認める法的根拠はないため、法定外公共物内で行われた工事については、その管理者である高松市長から高松市法定外公共物管理条例等に基づく所定の許可を別途取得する必要がある。

次に、アスファルト舗装の工事内容のうち、計画平面図中の丈量図で示された施工範囲については、周囲の構造物や既設舗装に合わせて新設舗装を施工する際、計画説明書に記載された施工目的をより確実に達成するために必要が生じたものと認められる。したがって舗装範囲を適宜増減して施工したものと考えられ、申請内容と実施工との間に相違があるものの、本市として、道路工事施行承認の取消しやそれに伴う現状回復等の措置を指示する必要はないと判断した。

また、アスファルト舗装の勾配については、降雨時（令和８年９月２９日）に現地調査を実施し、３８番１（本申請書の申請者所有地）への雨水の流出が認められたものの、申請書に添付された計画平面図の計画舗装勾配を示す矢印どおりに施工されていることを確認した。

これは、申請書添付の計画説明書に、「３８番１地先市道（空路２号線）の雨水排水が道路の傾斜により隣接地２６番７へ流れ、表土と共に西の農道へ流れ出たり、北側の民地（２６番１）へ流出するのを防ぐため、この度道路工事施工承認を申請する。」との記述のとおり、３８番１地先市道の雨水排水がU字溝に流入しており、隣接する２６番７の地表面への雨水の流出は認められなかったため、アスファルト舗装の勾配については、申請書に記載された目的どおりに施工されていると判断した。

なお、申請書には、アスファルト舗装の撤去に関する記載はないが、添付された計画平面図中に舗装構成図が示されており、同図に既設舗装の存置が記載されていないことから、本市としては、既設舗装の撤去を含むアスファルト舗装の施工が承認内容であり、これに基づき施工されたものであると認識している。

本市が、承認内容と実施工との相違を認識した時期については、令和８年６月９日付け高土第１８６号の行政文書公開決定に基づき開示した行政

文書に示された同年３月１５日（令和８年３月１５日付け受付第５５０号の情報公開請求者が撮影した日）ではなく、本請求の提起を受けて実施した事情聴取時の同年１０月５日である。その後、相違に関する詳細な調査結果を図面作成者から、同月１４日に受領したことから、当該事実が確定したため、申請者に対し、承認内容どおり施工するよう求める等、必要な是正措置を講じている。

当該是正措置を講じるに当たって要する費用については、原因者が負担すべきものであることから、本市でその費用を負担する予定はない。

以上のことから、本件に関し、市有財産の管理を怠る事実又は本市に財産上の不利益を招いている事実は認められないものと考えている。

本市としては、再発防止の観点から、申請者に対し、申請内容に変更が生じた場合又はそのおそれがある場合は、直ちに協議を申し出るよう指導するものである。

第４　監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会等を行うとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査するなどの方法により実施した結果、次の各事実を認定した。

１　道路工事施行承認について

（１）　道路工事施行承認の概要

道路工事施行承認については、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２４条の規定に基づき、道路管理者以外の者が、道路区域内において、道路に関する工事の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて実施する道路に関する工事又は道路の維持を行うことに係る承認であり、道路管理者の自由裁量に属するものと解されている。

（２）　本件請求の対象となっている道路工事施行承認申請の概要

本件請求の対象となっている道路工事施行承認については、高松市国分寺町新名字前谷３８番１（以下「３８番１」という。）地先の市道（空路２号線）において、アスファルト舗装及びU字溝設置の道路工事を行うもので、工事区域は、長さ６．４１ｍ、幅５．８７ｍ、面積

３４．５６㎡、数量Ｕ字溝２４０×３、グレーチング蓋２４０×２、工事期間は、承認の日から令和８年５月３１日までとする道路工事施行承認申請書（以下「申請書」という。）が、同年２月１９日付けで提出されている。

また、申請書の添付書類として、附近見取図、１４条地図、計画平面図、丈量図、断面図のほか、流量計算書、計画説明書などが提出されている。

このうち、計画説明書においては、３８番１の土地に倉庫を建築することのほか、「３８番１地先市道（空路２号線）の雨水排水が道路の傾斜により隣接地２６番７へ流れ、表土と共に西の農道へ流れ出たり、北側の民地（２６番１）へ流出するのを防ぐため、この度道路工事施行承認を申請する。」ことや、「計画は、２６番７地先にＵ字溝を設置し、３８番１地先市道のアスファルト舗装を施すことで、その設置したＵ字溝に雨水を集水し、既設Ｕ字溝にて３８番１西側の法定外水路へ流れるよう施工する。」ことが、記載されている。

（３） 本件道路工事施行承認申請受付後の所管課における事務処理

提出された本件道路工事施行承認申請書については、令和８年２月１９日付けで「高松市道路管理課受付」と称する受付印を押印し、受付番号「Ｒ７－２５１」を取得後、その内容を審査し、適当と認められることから、同月２６日付けで、件名を「道路工事施工承認について（Ｒ７－２５１）」とし、道路管理課長を決裁者として決裁を起案し、別紙として「道路工事施行承認条件（以下「承認条件」という。）」を付した上で承認することを、同年３月３日付けで決裁の上、同日付けの道路工事施行承認書（以下「承認書」という。）を交付している。

また、承認条件に基づき、同年３月１１日付けで、承認書（写）が添付された道路施行承認工事着手届出書が提出されており、さらに、同月２３日付けで、承認書（写）及び工事着手から完了までの工事写真（以下「工事写真」という。）が添付された道路施行承認工事完了届出書（以下「完了届出書」という。）が提出されている。

本件道路工事施行承認の所管課である道路管理課においては、申請者

から完了届出書が提出されたことから、当該完了届出書や工事写真を基に完了検査を行い、承認内容と明らかな相違が認められなかったことから、承認内容のとおり施工されているものと判断したものである。

なお、完了検査において、申請書との明らかな相違が確認された場合等には、提出された工事写真による検査に加え、現地検査を行い、道路の維持管理上支障があるなど、道路管理者として容認できない相違が認められたときは、施工された工事の是正、又は、申請内容の是正を指示する事務処理を行うものである。

2　本件道路工事施行承認における工事内容について

（1）　本件道路工事施行承認における工事内容（以下「承認工事」という。）と実際に施工された工事内容（以下「実施工事」という。）との整合性の確認及び所管課の対応

ア　U字溝の設置位置について

U字溝については、承認工事では、法定外公共物である高松市国分寺町新名字前谷２６番７（以下「２６番７」という。）地先、すなわち、本件市道敷に設置することとされていたが、実施工事では、その一部が２６番７の中に設置されていることが確認された。

このことについて、道路管理課は、本件道路工事施行承認に係る完了届出書の提出後に行った完了検査において、承認工事と実施工事とは明らかな相違が認められなかったことから、承認工事のとおり施行されているものと判断したものである。

しかしながら、本件請求に対する監査実施決定通知を受領後、本件道路工事施行承認申請に関する連絡先であり、同申請に係る計画平面図や計画説明書等を作成した図面作成者（以下「図面作成者」という。）に対し、令和８年１０月５日に実施した事情聴取において、承認工事と実施工事との相違を認識したものである。

その後、図面作成者から、相違に関する詳細な調査結果として、工事後のU字溝の位置を記載した計画平面図を同月１４日に受領し、当該事実が確定したことから、道路管理課は、申請者に対し、承認

内容のとおり施工するよう指示するなど、必要な是正措置を講じているものである。

なお、承認書に記載の「工事仕様書」や別途承認書に添付し交付した「承認条件」に記載のとおり、「工事のための一切の費用は、すべて申請者の負担とする。」ことを承認の条件として付していることから、必要な是正措置を講じた際に発生した費用についても、高松市（以下「市」という。）において負担するものではない。

また、U字溝の一部が設置されていることが確認された法定外公共物である２６番７の機能管理に係る所管課である土地改良課においては、同年１０月５日に図面作成者への事情聴取を実施した道路管理課から、U字溝の設置状況を聞き取り、承認工事と実施工事との相違を認識したものである。

その後、道路管理課を通じ、図面作成者が作成した相違に関する詳細な調査結果を、同月１４日に受領したものである。

この間、土地改良課においては、同月１３日に、図面作成者に対し、電話によるヒアリングを行い、U字溝の設置位置に相違が生じた経緯を確認するとともに、その相違を是正するため、速やかに、法定外公共物占用等許可に係る申請を行うことを指示するなど、必要な是正措置を講じているものである。

さらに、U字溝の設置位置について、承認工事においては、２６番７の中にある既存水路に対し、直角に接続させる形状としていたが、実施工事においては、接続部を直角ではなく鈍角となるよう形状を見直し、設置位置を変更したものである。

このことについては、計画説明書に記載している施工目的を達成するため、２６番７の中にある既存水路と新設するU字溝の接続部において、雨水が滞りなく流れるよう、通水能力を向上させる必要が生じたことが理由であることが確認された。

また、実施工事において変更が生じた場合、道路工事施行承認に係る変更申請や法定外公共物占用等に係る新規申請が必要であるという認識が、関係業者間において共有されておらず、工事の変更に係

る情報が伝達されないまま、当該事象が発生したことを確認した。

イ　アスファルト舗装の施工範囲について

アスファルト舗装の施工範囲については、本件道路工事施行承認において、計画平面図及び丈量図に示されているが、同年９月２９日に道路管理課が実施した現地調査において、承認工事と実施工事に相違があることが確認された。

しかしながら、本件アスファルト舗装工事については、計画説明書に記載されている「３８番１地先市道（空路２号線）の雨水排水が道路の傾斜により隣接地２６番７へ流れ、表土と共に西の農道へ流れ出たり、北側の民地（２６番１）へ流出するのを防ぐ」という施工目的を、より確実に達成するため、周囲の構造物や既存舗装に合わせ、舗装範囲を適宜増減して施工した結果、相違が生じたものである。

また、アスファルト舗装の施工範囲及び施工面積については、本件道路工事施行承認の変更申請を要するような重大な相違ではないことが、現地調査において確認された。

ウ　アスファルト舗装面の形状及び勾配について

アスファルト工事については、計画説明書において、「３８番１地先市道（空路２号線）の雨水排水が道路の傾斜により隣接地２６番７へ流れ、表土と共に西の農道へ流れ出たり、北側の民地（２６番１）へ流出するのを防ぐため、この度道路工事施行承認を申請する。」ことや、「計画は、２６番７地先にＵ字溝を設置し、３８番１地先市道のアスファルト舗装を施すことで、その設置したＵ字溝に雨水を集水し、既設Ｕ字溝にて３８番１西側の法定外水路へ流れるよう施工する。」こととする施工目的が達成されることや、計画平面図及び流量計算書に矢印で記載されている雨水の流向の確保ができるよう、施工する必要がある。

同年９月２９日に実施した現地調査において、降雨時における雨水の流向を確認したところ、３８番１地先市道の雨水は、本件道路工事施行承認の申請者の所在地である３８番１へ流入していることが

確認されたものの、矢印で記載している雨水の流向のとおり、新設されたU字溝に流入するとともに、隣接する２６番７の地表面への流出や高松市国分寺町新名字前谷２６番１（以下「２６番１」という。）の民有地への流出は確認されておらず、計画説明書に記載されている施工目的は達成されていることから、アスファルト舗装工事に伴うアスファルト舗装面の形状及び勾配については、本件道路工事施行承認のとおり施工されているものである。

なお、雨水の流向については、気象条件に左右され、特に、台風や強風などが発生した場合には、計画説明書等に記載されている本件施工目的が十分に果たせない事態が生じることになるが、これは人知の及ばない自然現象の発生によるものであるため、やむを得ないものである。

第５　監査委員の判断

請求人は、本件請求において、本件市道敷及び法定外公共物という高松市が所有する公共用財産について、私人による工事が承認又は必要な許可等の範囲を超えて行われている可能性を示す具体的事情があるにもかかわらず、市がその位置、範囲及び権原を十分に確認せず、必要な是正その他の財産保全措置を講じていないことから、必要な措置を講ずるよう、市長に対し、勧告することを求めているので、その当否について検討する。

１　「道路工事施行承認申請に添付された計画説明書には、２６番７地先にU字溝を設置する旨が記載されている一方、同申請に添付された計画平面図と現地の施工状況を比較すると、実際に設置されたU字溝の位置が計画図上の位置と一致せず、その全部又は一部が法定外公共物（公衆用道路）として示されている２６番７に設置されている可能性があるにもかかわらず、必要な是正その他の財産保全措置を講じていない。」とする請求人の主張について

［監査委員の判断］

U字溝については、「監査により認められた事実」２（１）アのとおり、本件道路工事施行承認において、２６番７地先、すなわち、本件市

道敷に設置することとされていたが、実施工事では、その一部が法定外公共物である２６番７の中に設置されていることが確認された。

その後、図面作成者から、相違に関する詳細な調査結果を受領し、当該事実が確定したことから、所管課である道路管理課は、申請者に対し、承認内容のとおり施工するよう指示するなど、必要な是正措置を講じているものである。

また、Ｕ字溝の一部が設置されていることが確認された２６番７の機能管理に係る所管課である土地改良課においては、道路管理課から、Ｕ字溝の設置状況を聞き取り、承認工事と実施工事との相違を認識するとともに、図面作成者に対し、電話によるヒアリングを行い、Ｕ字溝の設置位置に相違が生じた経緯を確認するとともに、その相違を是正するため、速やかに、法定外公共物占用等許可に係る申請を行うことを指示するなど、必要な是正措置を講じているものである。

さらに、Ｕ字溝の設置位置を変更したことについては、計画説明書に記載している施工目的を達成するため、２６番７の中にある既存水路と新設するＵ字溝の接続部において、雨水が滞りなく流れるためには、通水能力を向上させる現実の必要性が生じたことが理由であることが確認された。

以上のとおり、Ｕ字溝の設置位置については、完了検査において、承認内容との相違を確認できなかった事実はあるものの、変更理由には合理性、相当性、妥当性があると認められること、また、道路管理課及び土地改良課は、当該承認内容との相違を認識後、速やかに、申請者に対し、必要な是正措置を指示していることから、財産の管理を怠っているとまでは言えない、と判断する。

２　「アスファルト舗装については、承認された施工区域を超えて施工されている可能性があるにもかかわらず、必要な是正その他の財産保全措置を講じていない。」とする請求人の主張について

［監査委員の判断］

アスファルト舗装の施工範囲については、「監査により認められた事

実」２（１）イのとおり、本件道路工事施行承認において、計画平面図及び丈量図に示されている施工範囲と実施工事に相違があることが確認されたが、実施工事は、計画説明書に記載されている施工目的を、より確実に達成するため、周囲の構造物や既存舗装に合わせ、舗装範囲を適宜増減して施工した結果、相違が生じたものの、施工範囲及び施工面積については、本件道路工事施行承認の変更申請を要するような重大な相違ではないことが、現地調査において確認されている。

よって、アスファルト舗装については、おおむね本件道路工事施行承認申請の承認の範囲内において施工されたものであると言え、その施工範囲について、あえて、現時点において、必要な是正その他の財産保全措置を講じる必要があるとまでは言えない、と判断する。

３　「計画説明書では、３８番１地先市道のアスファルト舗装により２６番７地先に設置するＵ字溝に雨水を集水することが施工目的として示されているところ、施工後の現況からは、実際に形成された舗装面の形状及び勾配が当該排水計画と整合しているのかについても具体的な疑義がある。また、道路端部に申請内容からは明らかでない形状又は勾配の変更が行われている可能性があるにもかかわらず、必要な是正その他の財産保全措置を講じていない。」とする請求人の主張について

［監査委員の判断］

アスファルト舗装の形状及び勾配については、本件道路工事施行承認において、計画平面図及び流量計算書に矢印で記載されている雨水の流向が確保できるよう、施工する必要があるが、「監査により認められた事実」２（１）ウのとおり、降雨時に実施した現地調査において、雨水の流向を確認したところ、３８番１地先の雨水は、３８番１への流入は確認されたものの、矢印で記載されている雨水の流向のとおり、新設されたＵ字溝に流入するとともに、隣接する２６番７の地表面への流出や２６番１の民有地への流出は確認されておらず、計画説明書に記載の施工目的は達成されていることから、必要な是正その他の財産保全措置を講じる必要があるとは言えない、と判断する。

４　「本件市道敷と２６番７その他の周辺土地との位置関係、実際に設置されたＵ字溝の位置、アスファルト舗装の施工範囲、道路形状の変更状況等を確認した上で、実施工が、本件道路工事施行承認の前提として申請時に示された施工内容及び排水計画と整合しているかを検証するとともに、それぞれの施工が本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲内で行われたものであるかを確認する必要があり、承認又は許可等の範囲外の施工が認められる場合、必要な是正その他の財産保全措置を講じない状態が継続しているとすれば、財産の管理を怠る事実に該当する。」とする請求人の主張について

［監査委員の判断］

本件道路工事施行承認において、実施工事におけるＵ字溝の位置、アスファルト舗装の施工範囲、アスファルト舗装面の形状及び勾配については、「監査により認められた事実」２（１）ア、２（１）イ及び２（１）ウのとおり、所管課である道路管理課において、現地調査を実施し、申請時に示された施工内容及び排水計画と整合しているかを検証するとともに、それぞれの実施工事が、本件道路工事施行承認又は法定外公共物に係る必要な許可等の範囲内で行われたものであるかを確認後、一部の施工内容については、申請者に対し、是正その他必要な措置を指示している状況が確認されている。

よって、実施工事については、検証及び確認が行われ、必要な是正その他の財産保全措置が講じられていることから、財産の管理を怠る事実に該当するとまでは言えない、と判断する。

以上検討の結果、本件措置請求を棄却する。

第６　市長に対する監査委員の意見

本件請求についての判断は、前記のとおりであるが、今回の監査結果を踏まえて、以下のとおり監査委員の意見を付することとする。

本件請求に係る道路工事施行承認による市道等に係る財産の管理を怠る事実については、監査において、財産の管理を怠っているとまでは言えな

いと判断し、その措置請求は認めなかったが、本件道路工事施行承認に係る工事の完了検査において、承認工事と実施工事に大幅な相違ではないものの、一定部分に相違があることを確認できなかった事実が認められた。

市においては、道路工事施行承認に係る適正な事務の執行について、現地調査の在り方も含め、より適切な対応を図ることを要望する次第である。